

解約通知書

貸主様
この度、次のとおり賃貸借契約を解除し、解約日までに明渡すことをご通知いたします。
また、下記注意事項を厳守いたします。

		届出日(西暦)		年 月 日	
物件名		号室		貸主	
所在地	〒				
解約日	西暦	年 月 日	退去立会希望日	西暦	年 月 日 時 分
契約者			TEL		
勤務先名			TEL2 (携帯)		
勤務先住所			勤務先TEL		
e-mail					
お引越先住所	〒				
お引越先TEL					
敷 金 等 返 金 口 座					
金融機関名		支店名		口座	
		普通 当座			
名義人 (カナ)					
[解 約 理 由]					

上記の賃貸借契約を解約したく本書を持って通知いたします。
尚、解約受付後の明渡し遅延による損害は、理由の如何を問わず賠償いたします。

ご署名

印

- 【ご注意とお願い】
- ①契約解除日

賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出日の翌日から所定の予告期間が必要です。
万一、その予告期間に満たない間に明け渡される場合、使用の有無にかかわらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。
- ②退去（明渡し）

退去は、物件を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものと認定します。なお、カギの返還以降は、契約解除日以前でも物件の使用はできません。
- ③賃料等

契約解除日以前に物件を明渡しされても、契約解除日までいただきます。
- ④公共料金等

電気、ガス、水道および電話は各供給期間に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を精算して下さい。
- ⑤残留物等処分代

退去立会時に残留荷物及びごみ等がある場合には貸主指定業者による処分代を全額ご負担いただきます。
- ⑥敷金の返金

敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額が確定した後、貸主より、上記指定口座にお振込みいたします。
- ⑦解約日の変更

一度ご通知いただいた解約日はいかなる理由があろうとも変更することはできません。
次の引越日が未定の場合、余裕をもって解約日を設定してください。